

水先業務引受制限事項（共通事項）

(1) 悪天候時における処置

① 悪天候時における追加タグ要請基準

船長の同意を条件として次のとおりとする。

(7) PCC

平均風速6m/s以上：バウスラスターの能力に応じ、追加タグを要請する。

平均風速7m/s以上：追加タグを要請する。

(4) コンテナ船

平均風速10m/s以上：追加タグを要請する。

ただし、80,000総トン数以上のコンテナ船については次による。

平均風速6m/s以上：バウスラスターの能力に応じ、追加タグを要請する。

平均風速7m/s以上：追加タグを要請する。

平均風速10m/s以上：さらに追加タグを要請する。（タグ合計3隻使用）

（タグ3隻使用時は、船尾に2隻のタグを想定）

(7) その他一般船舶

平均風速10m/s以上：追加タグを要請する。

② 悪天候時における運航中止基準（阪神港）

(7) 最大風速10m/s（平均 8m/s程度）：警戒態勢

(4) 最大風速15m/s（平均12m/s程度）：運航中止の目安

(7) 水先人乗船後の運航中止は、船長と担当水先人の合意を尊重して、関係者と諮り決定する。

(5) 私設バースについては、個々のバース基準による。

(2) 夜間入港について

原則、日没から日出までは引き受けないが、次の条件で引き受け可能とする。

① バースまでの水路が、航路標識などによって安全が確保されていること。

② バースとその付近の照明が適切であること。

適切な照明とは、岸壁アプローチで岸線全体が把握でき、フェンダーの取り付け位置・数量や、障害物が岸壁前に存在しない事が確認できる照度。加えて、岸壁上の係船作業の状況が分かる程度の照度が求められる。

(3) 雑サービス業

曳航業務等水先業務以外の業務は、水先約款第17条に掲げる水先料の額を除く現行水先約款の内容、特に同約款第22条に掲げる免責事項が準用されることを条件に引き受ける。

これら雑サービス業の引き受けは、水先業務と同様に原則として事務所を経由して行わなければならないが、やむを得ず船長より直接水先人に要請がある場合には、当該水先人の判断により契約を締結することができる。この場合は、契約締結に先立ち、「TERMS AND

CONDITIONS FOR MISCELLANEOUS SERVICE」カードを提示して、水先約款の準用を確認する旨の船長署名を取得し、併せて契約締結をただちに事務所に通知する。サービスに対する報酬は、当会が予め作成し公表する料金表による。なお、雑サービスに対する証明書は、現在の「CERTIFICATE」上部空欄に”MISCELLANEOUS SERVICES”と付記する。